

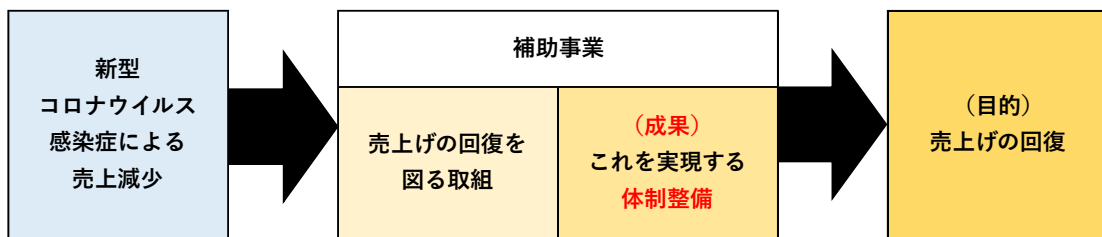
## 飲食・商業・サービス業新事業展開支援補助金の第2回公募を開始します

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した売上げを取り戻すため、新たな取組のための設備投資を行う県内中小企業者等を支援する「飲食・商業・サービス業新事業展開支援補助金」について、このたび、下記のとおり第2回目の公募を開始しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食・商業・サービス業を営む中小企業者等に対して、売上げの回復を図るための取組の経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の影響に対応する事業の推進及び事業継続を目的とします。



#### 2 公募の実施

- 公募期間：令和4年6月1日（水）～令和4年6月30日（木）
- 対象となる方：原則として島根県内に主たる事業所または工場を有し、飲食・商業・サービス業を現に営む事業者

補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象期間
設備導入費 設備に関連する備品費 施設改修費	補助対象経費の1/2以内 (新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合(※)は2/3以内) [補助上限額] 2,000千円 [補助下限額] 400千円	交付決定日から 令和5年2月28日

※新型コロナウイルス感染症関連融資の利用については、申請時点の都道府県制度融資又は政府系金融機関の新型コロナウイルス感染症に係る借入残高による。

- 対象となる事業要件：自社にとって新たな取組のための設備投資であること  
3年以内に、当該投資による年間の売上が投資額以上となる  
計画であること

- 対象者の要件等の詳細は島根県商工会連合会のホームページをご覧ください。

[URL : <http://shoko-shimane.or.jp/?p=14903&pr=1> ]



- お問い合わせ

島根県商工会連合会（松江市母衣町 55-4） TEL：0852-21-0651